

令和８年度 新座市立新堀小学校 学校施設開放委員会資料

令和８年４月１日（水）
新堀小学校施設開放担当
教頭・主幹教諭

学校開放団体の皆様には、日頃より本校の教育活動へご支援、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。皆様に気持ちよくご使用いただけるよう、さらなるご協力をよろしくお願い致します。

1 使用不可になる場合

今年度は申請された曜日・時間で年間を通してお使いになることができますが、以下の際は、使用ができなくなりますので予めご了承ください。

- ① 学校施設が選挙会場になった場合
- ② 町内会からの要請で行事を開催する場合（例：防災訓練、避難所開設訓練）
- ③ 放課後児童保育室（学童）・ココフレンドで使用する場合
- ④ 学校の教育活動で使用する場合（学校行事等）
- ⑤ その他、他の団体等に貸出をしている場合

2 開放制限及び使用不可の期日について

- (1) 閉庁日 令和８年８月７日（金）～８月１６日（日）【運動場・体育館】終日
- (2) 学校施設遊び開放事業（校庭使用不可）午前９時～正午
４月１８日（土）、５月１６日（土）、６月２０日（土）
９月１９日（土）、１０月１７日（土）、１１月２１日（土）
１２月１９日（土）、１月１６日（土）、２月２０日（土）、３月２０日（土）
- (3) 運動会は１０月２４日（土）に開催予定です。
- (4) 他団体等学校関連施設利用
５月２３日（土） 光保育園 校内駐車場、職員駐車場利用９：００～１１：００
６月２０日（土） 学童保育体育館利用９：００～１２：００

3 自動車、自転車の乗り入れについて

- (1) 自動車の乗り入れについて
 - ・ 正門の中には原則乗り入れることができません。施設開放の対象ではありません。
 - ・ 正門前の道路は駐車禁止です。近隣のお宅への迷惑とならないよう配慮ください。
 - ・ 光保育園隣の駐車場は「職員駐車場」です。職員が使用しない場合に限り、使用を許可します。使用の際は団体間で連絡をとり、譲り合ってください。
 - ・ 運動会・休日公開日等の課業時間については、自動車での来校は禁止です。
 - ・ 学校施設を使用しない日及び時間に、駐車場のみ使用することはできません。
 - ・ 夜間、土日使用の際に正門を開けっ放しになっていることが多くあります。出入りの際に開け閉めするように団体内で確認をしてください。
 - ・ やむを得ず正門側に駐車する必要がある場合は、理由、時間及び台数について事前に連絡し、許可を得てください。（ご要望に添えない場合があります）
 - ・ 駐車場の利用に係るトラブルについて、学校は一切関与できません。
- (2) 自転車の乗り入れについて
 - ・ 正門を入れて左側の職員室脇にある「来校者用駐輪場」に並べて駐輪してください。
 - ・ 利用団体が重なっている場合は、団体間で相談し、整列駐輪にご協力ください。
 - ・ 駐輪場までの通路、職員駐輪場、ピロティ及びその付近には駐輪できません。

・駐輪場の利用に係るトラブルについて、学校は一切関与できません。

4 学校施設使用に係る留意事項について

- (1) 学校の敷地内は全面禁煙です。
- (2) 正門正面の道路等学校周辺で集団で滞在するなど、交通の妨げとならないようご注意ください。
- (3) 学校に敷地内及び周辺に、菓子類の包み紙やたばこの吸い殻等を落とすことのないようご注意ください。ごみは必ず持ち帰るようにしてください。
- (4) スポーツ石灰の空袋等は、各団体の倉庫にしまってください。体育館裏等に放置することのないようご注意ください。
- (5) 学校施設利用後は、原状復帰をお願いします。責任者を明確にし、点検をしてから活動を終了してください。
- (6) 屋外トイレは使用不可です。体育館トイレはきれいに使用してください。
- (7) 各団体の活動中における病気やけが等については、各団体でご対応ください。

5 学校施設開放委員会について（ホームページ掲載による）

第2回、第3回については「ホームページ・お知らせ」に掲載します。

「新座市立新堀小学校ホームページ」検索または下 QR コードから

【第2回】

掲載予定日 令和8年9月1日（火）

【第3回】

掲載予定日 令和7年12月1日（火）

【令和9年度 第1回（参集型）】

令和8年2月5日（金）16：00図書室



※ 以上の期日に予定を掲載します。必ずご確認ください。掲載以降に変更となる場合もホームページにアップしますので随時ご確認をお願いします。

6 セコムの発報における対応について

発報した場合、職員室にセコムから連絡が入りますが、職員室に職員がいない場合は対応することができません。各団体が対応することを利用者に周知してください。

【対応手順】

○発報（オレンジライトが点灯します）→セコムへ連絡 西関東本部志木支社
048-473-8484 「学校お客様コード 846873」

○発報の理由を伝え、対応について指示を受けてください。

指示どおりに解除できない場合は、セコムの係員が来校するのを待ち、解除してもらうまで対応してください。

7 学校施設の器物破損について

- (1) 職員がいる場合・・・速やかに職員に報告し、代表者の連絡先を伝えてください。
- (2) 休日等、職員がいない場合・・・新座市役所（048-477-1111）に連絡して事実を正確に伝え、指示をもらってください。
- (3) 校舎内への影響が予想される場合は、上記セコムへ連絡してください。